

## 地方独立行政法人筑後市立病院業務方法書

平成23年4月1日

筑後市長認可

改正 平成30年4月1日筑後市長認可

### (目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項、地方独立行政法人筑後市立病院の業務運営等に関する規則（平成22年筑後市規則第45号。以下「規則」という。）第2条及び地方独立行政法人筑後市立病院定款（以下「定款」という。）第19条の規定に基づき、地方独立行政法人筑後市立病院（以下「法人」という。）の業務の方法に関する基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

### (業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により筑後市長から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

### (病院の設置及び運営)

第3条 法人は、地域住民に救急医療及び高度医療をはじめとした医療を提供するとともに、地域の医療機関及び市と連携して、住民の健康の維持及び増進に寄与するため、定款第17条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。

### (法人の行う業務)

第4条 法人は、定款第18条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に関する従事者の研修を行うこと。
- (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (5) 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。
- (6) 災害時における医療救護を行うこと。

- (7) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。
  - 3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。

(内部統制)

第5条 法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法、その他法令、規則及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

- 2 法人は、役員及び職員の倫理及び行動に関する指針等を定めるものとする。
- 3 法人は、次の各号に掲げる事項を定めた内部統制の推進に関する規程等を整備するものとする。
  - (1) 内部統制を担当する役員
  - (2) 内部統制推進部門及び内部統制推進責任者
  - (3) コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
  - (4) 反社会的勢力への対応方針等
- 4 法人は、次の各号に掲げる業務実施の障害となるリスクへの適切な対応を可能とする体制を整備するものとする。
  - (1) 医療及び病院施設の安全管理
  - (2) 医療機器安全管理
  - (3) 医薬品安全管理
  - (4) 事故・災害等の緊急時に関する対応
- 5 法人は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程等を整備するものとする。
- 6 法人は、監事の権限及び監事のモニタリングに必要な事項を定めた規程等を整備するものとする。
- 7 法人は、内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

- 8 法人は、内部通報及び外部通報に関する規程等を整備するものとする。
- 9 法人は、契約事務の適切な実施のため入札及び契約に関する規程等を整備するものとする。
- 10 法人は、情報の適切な管理及び公開に関する規程等を整備するものとする。
- 11 法人は、職員の懲戒基準を定めた規程等を整備するものとする。

(業務の委託)

第6条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められる場合は、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第7条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第8条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りによることができるものとする。

(委任)

第9条 法人は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項については、会計規程その他の法人の規程に定めるものとする。

付 則 (平成23年4月1日市長認可)

この業務方法書は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年4月1日市長認可)

この業務方法書は、平成30年4月1日から施行する。